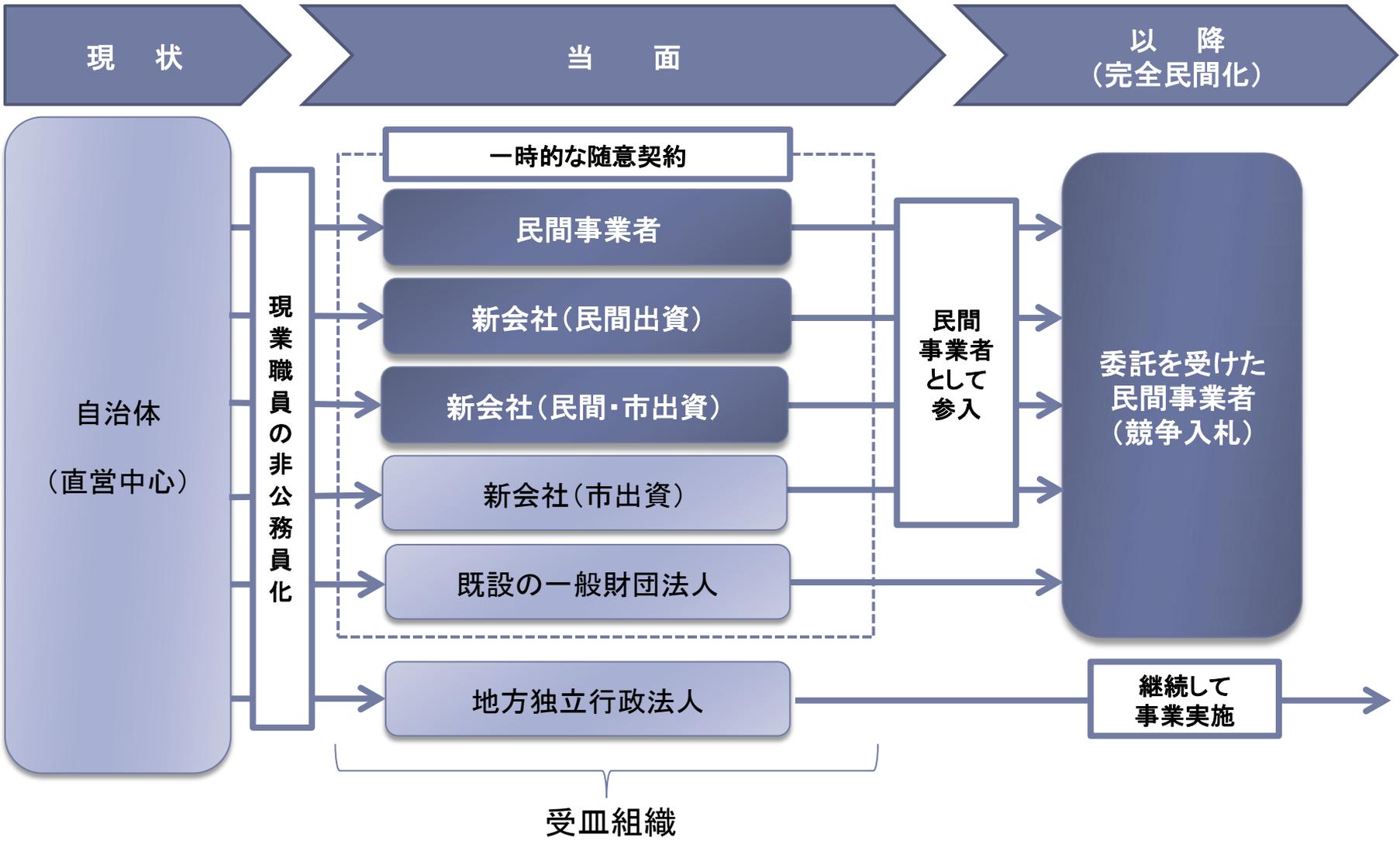


# IV 収集輸送業務の運営形態の検討

## 1-(4)-① 受皿組織の運営形態のパターン

現業職員の非公務員化と民間事業者の積極的な活用に向け、受皿組織の運営形態を検討する必要がある。



資料: 大阪市環境局作成

# IV 収集輸送業務の運営形態の検討

## 1-(4)-② 受皿組織の運営形態の比較

現業職員の身分を移し、非公務員化を図る運営形態のそれぞれの手法について、メリット・デメリットを示す。

項目	民間委託	新会社設立 (例:株式会社など)			一般財団法人 (既設)	地方独立 行政法人
		民間出資	民間・市出資	市出資		
想定する形態の概要	ごみの収集について、職員の引受けを条件に、一定期間特定の民間事業者へ委託する	ごみの収集業務作業を事業として行う会社を民間が出資して設立職員を移して一定期間随意契約で委託する	ごみの収集業務作業を事業として行う会社を民間及び市が出資して設立職員を移して一定期間随意契約で委託する	ごみの収集業務作業を事業として行う会社を市が出資して設立職員を移して一定期間随意契約で委託する	職員を引受けた上で、ごみの収集業務を受託して実施する	ごみの収集業務を執行する機関として地方独立行政法人を設立し、業務を行わせる
設置に関する法的課題	—	—	—	—	—	■ (法令の改正)
組織の設立準備等	—	■ (出資者の募集等に課題)	■	■ (給与システムの開発費等)	—	■ (給与システムの開発費等)
一定期間の随意契約の必要	■	■	■	■	■	—
市費投入	移行時の退職金支給	■	■	■	■	—
	団体としての独自収益等	□	□	□	□ (独自事業可能なため)	□ (独自事業可能なため)
受け皿として の可能性	非公務員化	□	□	□	□	□
	現時点での受け皿の有無	■ (業務遂行能力を持った事業者の有無)	—	—	□	—
民間活力の導入	□	□	□	—	—	—

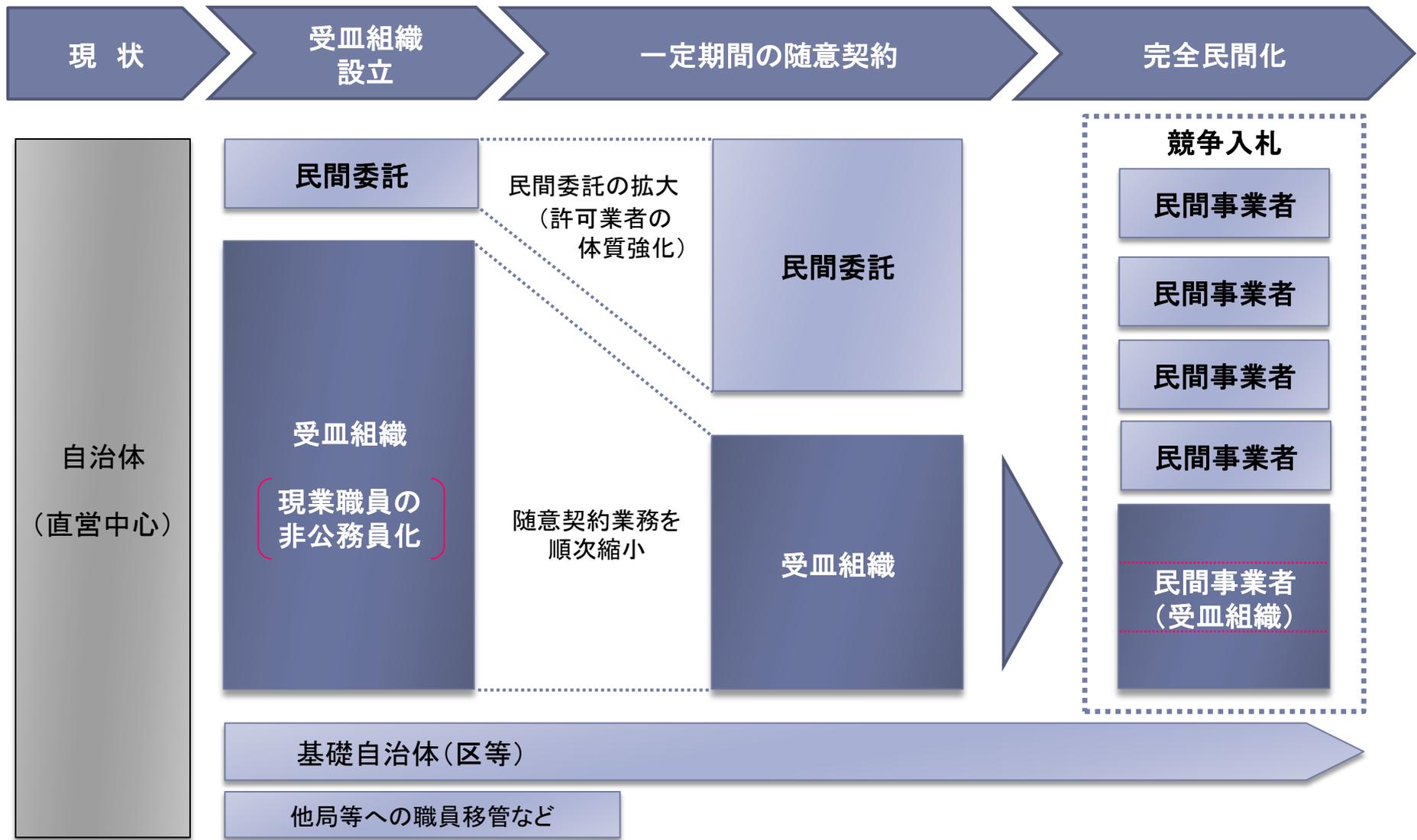
資料: 大阪市環境局作成

メリットは□、デメリットは■で表示した

# IV 収集輸送業務の運営形態の検討

## 1-(5) 収集輸送業務の運営形態《中間報告のまとめ》

受皿組織設立時に現業職員を移管し、非公務員化を図る。  
 その後、業者育成を図りつつ民間委託も拡大し、5～10年程度で完全民間化(市場開放・競争化)を図る。



資料: 大阪市環境局作成

# IV 収集輸送業務の運営形態の検討

## 2-(1)-① 受皿組織設立に向けての検討(民間活用の検討)

収集輸送業務については、『民でできることは民へ』の方向性に基づき、受皿組織の運営形態である下記①～⑥のうち、民間活用を主体とした運営形態である①～③を優先的に検討することとする。

- ① 「民間事業者」
  - ② 「新会社設立（民間出資）」
  - ③ 「新会社設立（民間・市出資）」
  - ④ 「新会社設立（市出資）」
  - ⑤ 「一般財団法人（既設）」
  - ⑥ 「地方独立行政法人」
- } 民間活用を主体とした運営形態

現在、受皿組織への出資等の可能性について、関連企業へのヒアリングを行っているところであるが、現時点で次頁以降の主だった課題等が浮かび上がっている。

# IV 収集輸送業務の運営形態の検討

## 2-(1)-② ヒアリングにより浮かび上がった課題等

### 1 事業の成長性・将来性の不透明感

- ・ 家庭ごみ収集輸送事業だけをするのであれば収入は大阪市からの委託料だけである
- ・ ごみ量は減少傾向にあり将来的に委託料も減少する
- ・ 随意契約後は一般廃棄物収集輸送許可業者との競争になる

### 2 職員の引き受けのリスク

- ・ 正規職員として引受けることのリスク
- ・ 市職員の高給与水準
- ・ 引受けた市職員の給与等の勤務労働条件と元からいる社員との差異
- ・ 企業として引き受ける市職員数は社員の3分の1程度が限界
- ・ 企業には培ってきたイメージがあり、市職員にそれを理解させることが必要

### 3 交通事故等のリスク

- ・ 企業にとっては交通事故等は経営上の大きな損失である
- ・ 家庭ごみ収集については、車両が狭隘路も含めて市内をくまなく回っている
- ・ 停車回数が多いことから、交通事故等の危険性が高い

### 4 企業の工夫・合理化等には限界

- ・ 家庭ごみ収集は生活環境の保全など市民生活の安定と直結した事業であり、現在実施しているサービス水準が求められる
- ・ コストの大半は人件費であり職員を正規雇用するとその抑制には限界がある

# IV 収集輸送業務の運営形態の検討

## 2-(1)-③ 課題等解決に向けての方向性

### 1 事業の成長性・将来性の不透明感

- ・ 他事業への参入可能性など事業の収益性・成長性の検討
- ・ 受皿組織の事業の継続性の検討

### 2 職員の引き受けのリスク

- ・ 職員の勤務条件を民間企業並みとすることを検討
- ・ 受皿組織が採用する職員を選定できるようにすることを検討

### 3 交通事故等のリスク

- ・ 研修などにより職員の意識向上を図り、事故リスクを最小限に抑えることを検討

### 4 企業の工夫・合理化等には限界

- ・ 受皿組織が職員の勤務条件を決定できるようにすることを検討
- ・ 雇用形態の多様化の検討

# IV 収集輸送業務の運営形態の検討

## 2-(2) 現業職員の身分移管等について

- ・ 受皿組織への身分移管のスキームについての検討
- ・ 退職手当の支給についての検討
- ・ その他

検討事項	概要
身分移管のスキーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受皿組織へ現業職員を移管することとした場合、職員は大阪市を退職する必要がある。</li> <li>・ 組織の改廃に伴う分限免職は、地方公務員法第28条第1項第4号、大阪市職員基本条例第38・39条に該当する場合に限られる。</li> <li>・ 上記を行う場合は、民間企業が整理解雇を行う際の以下の4要件を満たすことが判断基準となると考えられる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人員整理の必要性</li> <li>② 解雇回避努力の実施</li> <li>③ 解雇者の公正な選定</li> <li>④ 手続きの妥当性</li> </ul> </li> </ul>
退職手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員が退職したときは、分限免職であっても退職手当の支給義務が発生する。(職員の退職手当に関する条例)</li> <li>・ 一時的に支給しなければならない退職手当の総額は、現行の職員を基準として試算すると、約200億円となる。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の処理については、生活環境の保全や公衆衛生の向上という観点から適正処理に加え処理の安定性や持続性が求められており、廃棄物処理法上、市町村に処理責任があることから、受皿組織への業務委託後についても処理責任を確保することが求められる(随意契約終了後も含む)。</li> <li>・ 収集輸送業務すべてを民間化することを前提とする災害等の緊急時における収集体制(許可業者も含む)の整備。</li> <li>・ 収集輸送業務のサービス水準についての検討。</li> </ul>

# IV 収集輸送業務の運営形態の検討

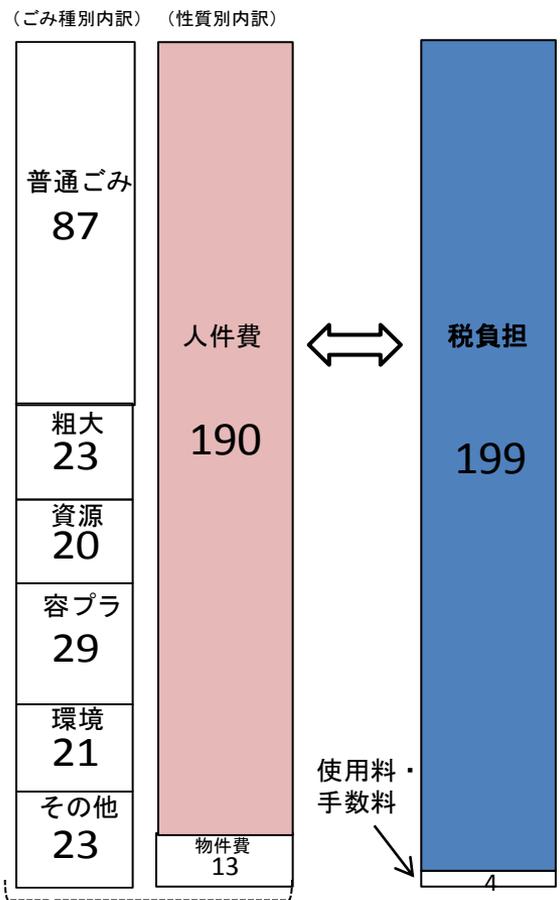
## 3 収集輸送業務にかかる見直し効果（粗い試算）

事業の完全民間化の効果に加え、ごみの減量化なども想定すると、収集輸送業務にかかる税負担は大幅に減少することが見込まれる。

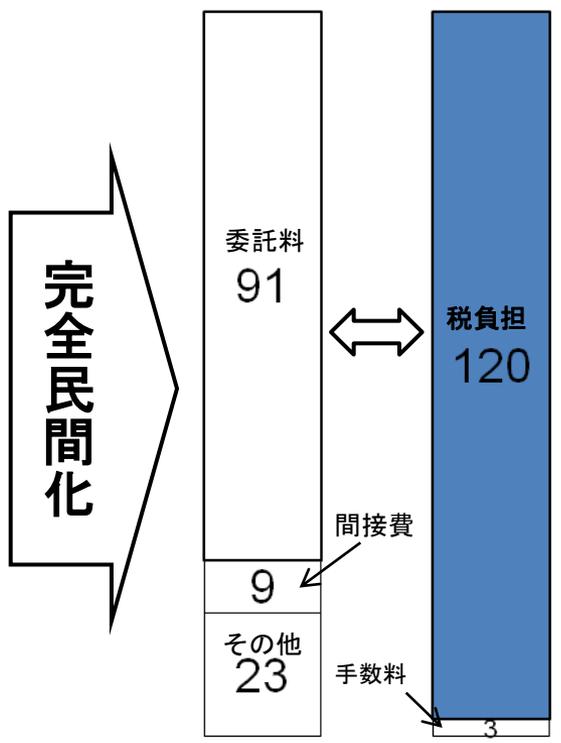
- ①普通・粗大・資源・容プラ・環境ごみの収集輸送業務を完全に民間事業者へ委託した(完全民間化が図られた)と仮定した場合の税負担について、ごみ処理量115万トン及び90万トンの場合について試算する。
- ②支出金額の試算にあたっては、完全競争入札の実施を想定する。
- ③ごみ処理量90万トンのケースについては、家庭系ごみの有料化を実施し、他都市の事例を参考とした手数料を仮に財源に充当した場合を想定する。

### 【現状】

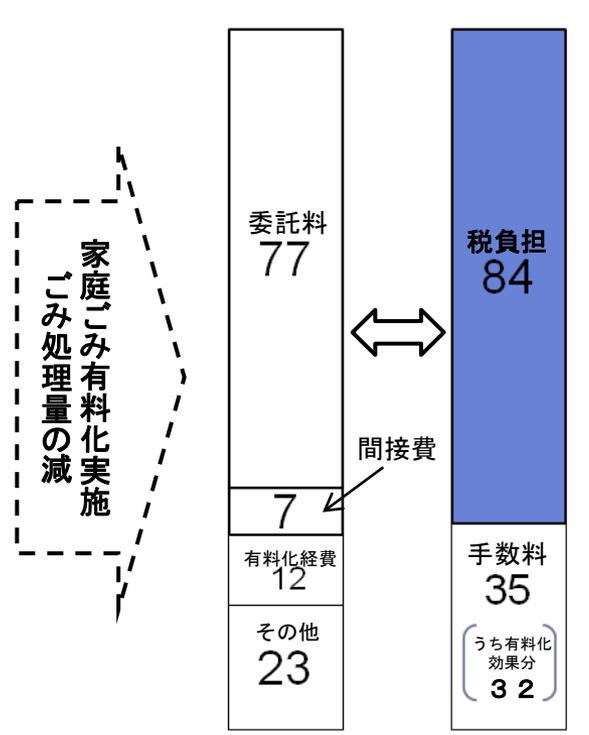
(2010年度ごみ処理量115万トン)  
(単位：億円)



### 【ごみ処理量115万トンを完全民間化と想定】（単位：億円） （粗い試算）



### 【ごみ処理量90万トンを完全民間化と想定】（単位：億円） （粗い試算）



支出金額【203億円（公債費除く）】財源内訳

支出金額【123億円】財源内訳

支出金額【119億円】財源内訳

資料：大阪市環境局作成